

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 浦地区 (浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化、後継者不足等から農地の受け手の確保が必要。また新たな作物の導入への取り組みを進めるうえで現状の湿田から乾田化への農地の整備が必要。
担い手の受入れを進めやすくするためにも農地のほ場整備用水路の更新等が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の稲中心から、稲、麦、大豆を主要作物としつつ生産性の高い農業を進める。
畑作が可能な農地になるようほ場の整備が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行いながら農地の集積・集約化のための取り組みを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地耕作条件改善事業(令和5～7年度)により、機械作業が困難な農用地の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①獣害の防止に向け、集落による環境点検も定期的に行うとともに簡易補修等による適正な管理を行う。 ⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共用活動により保全する。				